

令和6年1月

組合員の皆様へ

全国左官タイル塗装業国民健康保険組合
理事長 石川 隆司

令和6年度保険料改正について（予定）

組合員の皆様には、平素より当組合の事業運営につきまして、格別のご協力を賜わり、厚くお礼申し上げます。

さて、令和5年10月1日発行の『国保だより』にて、令和4年度決算概要や事業概況報告をさせていただきましたが、医療費の上昇、国庫補助金の補助率の減少、後期高齢者支援金の増加、前期高齢者交付金の減少や将来的な還付が見込まれること等により、国保組合の運営は厳しさをましており、保険料の値上げをせざるを得ない状況となっております。

当組合の運営は、組合員の皆様に納めていただく保険料、国等の補助金により運営されております。

これまでは、組合員の皆様の負担軽減のため、介護分保険料については令和2年度に引上げさせていただきましたが、医療分保険料は平成28年度より据え置き、繰越金を活用した運営を行ってまいりました。しかしながら、令和5年度の決算は3年連続の赤字となる見通しとなり、健全な財政運営に支障をきたす状況となっております。

大変心苦しいところではございますが、令和6年4月より保険料を改正させていただく見込みとなりました。現在、下記の保険料にて調整を進めております。正式な保険料決定は、令和6年2月開催の理事会、組合会にて審議し議決を得てからとなりますが、まず第一に皆様に改正予定額をお知らせすべきと考え、正式決定前ではございますが、皆様のご理解、ご協力をお願いいたしたくご報告申し上げます。

組合員の皆様には多大なるご負担をおかけし大変申し訳ございませんが、今後とも組合員の皆様へのサービス向上に努めてまいりますので、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【令和6年度改正予定保険料】（予定 令和6年1月現在）

④基礎賦課額【全被保険者が対象】（月額）	
・ 事業主（一人親方も含む）	19,800 円（5,000 円引上げ）
・ 従業員（第1種）	15,200 円（3,000 円引上げ）
・ 従業員（第2種）※	10,600 円（1,800 円引上げ）
・ 家族（一人につき）	4,600 円（1,100 円引上げ）
⇒ただし、1世帯につき6人目以降は賦課しません。	
⑤後期高齢者医療支援金賦課額【全被保険者が対象】（月額）	
・ 事業主（一人親方も含む）	5,500 円（1,800 円引上げ）
・ 従業員（第1種）	3,900 円（900 円引上げ）
・ 従業員（第2種）※	2,900 円（700 円引上げ）
・ 家族（一人につき）	1,500 円（600 円引上げ）
⇒ただし、1世帯につき6人目以降は賦課しません。	
⑥介護納付金賦課額【40～64才の方が対象】（月額）	
一人当たり	4,300 円（1,100 円引上げ）

医療分 ④ +	事業主	25,300 円 (6,800 円引上げ)
	従業員（第1種）	19,100 円 (3,900 円引上げ)
	従業員（第2種）	13,500 円 (2,500 円引上げ)
	家族	6,100 円 (1,700 円引上げ)
	介護分 ⑥	一人当たり 4,300 円 (1,100 円引上げ)

※従業員（第2種）とは、4月1日現在の年齢で25才未満の従業員です。
 ○東京都内支部加入で東京都内に在住の組合員の方は、東京都から補助金が交付されますので、上記より保険料が変わります。

◎当組合の保険料（月額）は、④基礎賦課額と⑤後期高齢者医療支援金賦課額と⑥介護納付金賦課額の合計になります。